

新型コロナウイルス感染拡大に伴う当面の研修の取扱いについて

一部地域に緊急事態宣言が発令されるなど、感染防止対策の強化が求められていることから、当面の間、研修について以下の取扱いとさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1 緊急事態宣言発令期間中の受講について

- (1) 緊急事態宣言対象地域（新型インフルエンザ等対策措置法により緊急事態宣言が発令されている地域）からの受講について
それぞれの地域の外出自粛の要請状況などを踏まえ、受講について慎重にご判断いただくようお願いいたします。
- (2) 緊急事態宣言対象地域以外からの受講について
研修センターでは、各種感染防止対策に取り組んでいますが、対象地域以外の事業所様におかれましても、引き続き、それぞれの地域の感染防止対策の取組み、移動に伴う感染リスク等を勘案し、ご判断いただくようお願いいたします。

2 感染防止対策の徹底

- (1) 受講にあたっては、受講決定通知と併せてお送りする「健康確認シート」の別紙「感染防止対策及び感染者が発生した場合の対応」により、研修センターの対策・取組みについて十分ご理解いただくとともに、受講生にも確実に周知くださいますようお願いいたします。
- (2) 感染防止対策にご協力いただかず、他の受講生の感染リスクを高める行為があった場合など受講の継続が適当でないと判断するときは、退所していただきますのでご留意ください。

3 宿泊について

研修センターに宿泊される方については、感染防止対策として、以下を厳守いただくようお願いいたします。

- ・ 門限は20時とします（宿泊初日のチェックインは21時まで）。不要不急の外出は控えてください。また、感染リスクの高い外食も控え、研修センター内の食堂もしくは最寄りのコンビニをご利用ください。
20時以降の出入りがあった場合、以降の宿泊はお断りします。
- ・ 外泊は、所属事業所が承認した場合に限り認めます。

令和3年1月14日
港湾技能研修センター所長